

コンプライアンス相談窓口のご案内

あなたの声を、法律の専門家が直接お受けします

以下のような内容を相談できます



ハラスメント

パワハラ・セクハラ・カスハラ



不正・横領

不正経理・着服の疑い



法令違反

コンプライアンス違反・違法行為



情報漏洩

個人情報保護法違反・営業秘密の持ち出し



取引先トラブル

顧客・取引先との紛争



その他

職場に関する犯罪行為、就業規則違反など

本窓口の3つの特徴

1

弁護士が直接対応

法律の専門家である弁護士が、中立的な視点でヒアリングを行います。

※希望の結果を保証するものではありません

2

秘密厳守

弁護士には守秘義務があります。相談者の氏名や相談内容が無断で会社に伝わることはありません。匿名でのご連絡も可能です。

3

不利益取扱いの禁止

相談したことを理由として、会社から解雇や降格などの不利益な扱いを受けることは禁止されています。

相談の流れ

STEP 1

電話またはメールにてご連絡

STEP 2

担当弁護士が内容を確認

STEP 3

オンラインまたは電話にて内容をヒアリング

STEP 4

会社へ伝達・報告

相談窓口・お問い合わせ

弁護士法人共創

代表弁護士 下西 祥平

TEL **082-258-5101**

Mail shimonishi@hiroshima-ekimae-law.jp

受付時間：平日 午前9時～午後6時（電話の場合）

WEB

<https://hiroshima-ekimae-law.jp/>

住所

〒732-0052 広島県広島市東区光町1丁目
12番16号 広島ビル6階

外部相談・通報窓口 設置プラン

公益通報・パワハラ・セクハラ・カスハラを、ひとつの窓口で。

1 2026 年、相談・通報窓口の設置は「義務」になります

2022 年 4 月～ パワハラ防止措置（中小企業含む） 相談窓口の設置を含む雇用管理上の措置が、全企業の義務となっています。 対応済が前提	2026 年 10 月 1 日～ カスハラ対策の義務化 改正労働施策総合推進法により全事業者へ適用。中小企業の経過措置はありません。 まもなく施行	2026 年 12 月 1 日～ 改正公益通報者保護法の施行 体制整備・周知義務が強化され、是正命令・立入検査・罰則も新設されます。 まもなく施行
--	--	--

これらの義務はいずれも「**相談・通報を受け付ける体制**」の整備を共通して求めるものです。当事務所が窓口を引き受けることで、複数の法的義務にまとめて対応できます。

2 弁護士の「外部窓口」だからできること

① 独立した第三者・守秘義務 顧問契約とは切り離れた中立の窓口。弁護士の守秘義務のもと、従業員が安心して相談できます。匿名でのご連絡も可能です。	② 受付だけで終わらない 公益通報に該当するかの判断から、事実調査・是正・再発防止の助言まで。法的視点で一貫して対応します。	③ 通報とハラスメントを一本化 公益通報とパワハラ・セクハラ・カスハラの相談を 1 つの窓口に集約。担当部署の負担を抑えられます。
---	---	--

3 ご利用プランと費用 表示は全て税別

初期費用 (導入サポート) 30,000 円～	● 外部相談窓口の利用ルールの策定 ● 社内周知用ポスター・案内文のひな形提供 ● 従業員様向け説明会の実施（約 30 分）
月額基本料 (窓口維持費) 5,000 円～ / 月	従業員 50 名未満 … 月 5,000 円 / 50～100 名未満 … 月 20,000 円 / 100 名以上 … 月 30,000 円 ● 外部窓口としての当事務所名の記載許可 ● 専用受付体制（メール・フォーム等）の維持管理
出動対応費用 (相談発生時) 20,000 円 / 時間	● 通報者へのヒアリング（初回面談） ● 貴社への一次報告および対応協議 ● 事実関係の調査（※事案に応じ別途お見積り）

※ 月額基本料には通報の受付・維持管理を含みます。発生時のヒアリング・調査はタイムチャージにて承ります。 ※ 出張面談時の交通費等は実費。調査が広範に及ぶ場合は別途お見積りいたします。 ※ 表示は全て税別。最低契約期間・更新条件は契約時にご説明します。

4 導入の流れ

- 1 お問い合わせ・ヒアリング 現状とご要望を確認します
- 2 プラン選定・利用ルール策定 規模に合わせて設計します
- 3 社内周知 ポスター掲示・説明会の実施
- 4 運用開始 最速で数週間で開始できます

オプション（別途お見積り）

体制づくりまで一括でご支援します

- + 内部通報規程・対応マニュアルの整備
- + 管理職・窓口担当者向けの研修
- + ハラスメント方針・就業規則の見直し
- + 通報発生時の社内調査・危機管理対応

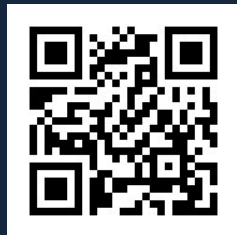
相談窓口・お問い合わせ

弁護士法人共創 代表弁護士 下西 祥平

TEL 082-258-5101 / **Mail** shimonishi@hiroshima-ekimae-law.jp

受付 平日 9:00～18:00（電話の場合） / **WEB** <https://hiroshima-ekimae-law.jp/>

〒732-0052 広島県広島市東区光町 1 丁目 12 番 16 号 広島ビル 6 階



※ ハラスメント対策の措置義務は、相談窓口の設置に加え、方針の明確化・事後の適切な対応等も求められます。当事務所が窓口の提供とあわせて社内体制づくりをご支援します。 ※ 本窓口は中立的な立場でヒアリング・報告を行うもので、希望する結果を保証するものではありません。施行日・義務の範囲は今後の指針等により変更される場合があります。